

八王子市病児保育事業利用料負担軽減補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市病児保育事業実施要綱に基づき行われる事業（以下「事業」という。）の利用料の一部を補助することにより、保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、八王子市の住民基本台帳に登載され、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受給している世帯又は市町村民税（4月から8月に当該事業を利用する世帯は前年度市町村民税、9月から3月に当該事業を利用する世帯は当該年度市町村民税）非課税世帯に属する児童を現に監護する者とする。ただし、利用児童が子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第30条の11に規定する支給を受けることができる児童の場合、その給付を優先して充てることとし、不足がある場合のみ補助対象者とする。

(補助対象施設)

第3条 補助対象の施設は、八王子市内の病児・病後児保育室施設とする。ただし、企業主導型等の独自事業実施施設は除く。

(補助対象期間)

第4条 補助対象の期間は、年度の初日（4月1日）から翌年3月31日までの期間とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、1日1人当たり、保護者が事業の利用料として支払った実費と2,500円のいずれか低い方とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 年間補助上限金額は、一人当たり24日分とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者は八王子市病児保育事業利用料負担軽減補助金交付申請書（第1号様式）により、関係書類を添えて、次項に定める時期までに市長に申請しなければならない。

2 申請時期は、年度の初日（4月1日）から利用日の翌年度4月15日（15日が土日祝日の場合は、その前の日）までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(決定及び通知)

第7条 市長は前条による申請を受けたときは、その内容の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたものについては、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市病児保育事業利用料負担軽減補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助の対象外と認めたものについては、八王子市病児保育事業利用料負担軽減補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、保護者に通知するものとする。

(交付)

第8条 市長は前条の規定に基づき補助金の交付決定をした場合は、速やかに交付決定額の支払いを行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(交付内容の変更)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた保護者は、その交付決定内容に変更が生じたときは八王子市病児保育事業利用料負担軽減補助金変更交付申請書（第4号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。また、本届出の有無にかかわらず、市長は必要に応じて、交付決定内容についての調査を行うことができる。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 市長は前条の規定による届出や調査に基づき、補助金の交付額を変更すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の変更を決定し、八王子市病児保育事業利用料負担軽減補助金変更交付決定通知書（第5号様式）又は八王子市病児保育事業利用料負担軽減補助金変更不交付決定通知書（第6号様式）により保護者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定に基づき、補助金の変更交付決定がなされた場合において、既に変更後の補助額を超過する補助金が支払われているときは、市長は期限を定め、その超過額の返還を命じるものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、第7条又は前条の規定に基づき交付の決定を受けた保護者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) 前2号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）及び他の法令に違反したとき。

(返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、一部又は全部の返還を命ずる。

(手續の省略)

第13条 規則第12条及び第13条の規定による実績報告書及び補助金額確定通知書は、規則第17条の規定により省略する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び返還について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する。

